

OWNER'S LIFE

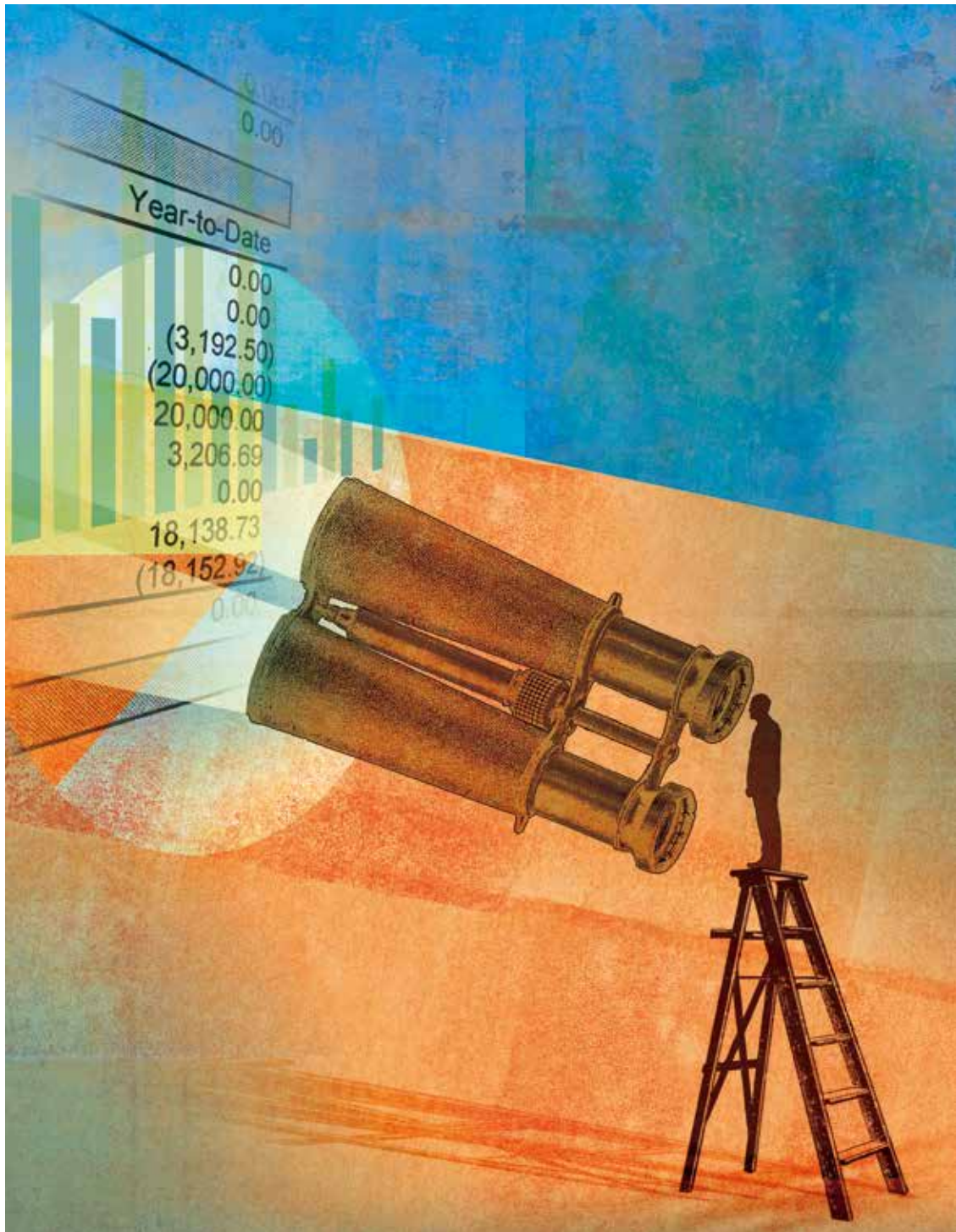
発行: エヌピー通信社 電話: 03-6263-2093(代表) 日本新聞協会/日本記者クラブ/国税庁記者クラブ/国会記者会 会員社

www.owners-life.com

オーナーズライフ ドクターズエディション

DOCTOR'S EDITION

vol. 69 2024 April



相続がターゲット

増えています

「文書での税務調査」

昨年6月までの1年間の相続税調査の件数は8196件で、前年度の6317件から29.7%の増加となった。2年連続で25%を超える伸び率を示し、税務調査の「脱コロナ」が鮮明となっている。さらに文書や電話による「簡易な接触」の件数は前年に引き続き過去最高を記録し、税務当局の「武器」として完全に定着しつつある。

近年の相続税調査では実地調査に至らない、納税者への問い合わせや指導である「簡易な接触」が増加している。

一般に「お尋ね文書」とも呼ばれ、名称は「資産の買入価額についてのお尋ね」「申告書についてのお尋ね」「相談のご案内」など様々だが、内容はほぼ同じだ。相続税の申告をした納税者のもとに通知書を送り、回答を得ることで取引内容や資産状況を事細かく確認することが目的になっている。

簡易な接触は税務調査が停滞したコロナ禍で急増したが、脱コロナを経て実地調査が復活してもそのまま効率的な手法として定着した。昨年6月までの1年間で1万5千件のお尋ね文書がバラまかれ686億円の

申告漏れが見つかっている。

また、「簡易な接触」の他に国税当局が重点的なターゲットとしているのが無申告事案だ。当局は「自発的に適正な申告・納税を行っている納税者の税に対する公平感を著しく損なう」として、様々な情報をきっかけに積極的な調査を行っている。昨年6月までの1年間で前年度比22.4%増となる705件の実地調査が行われ、追徴税額は実に前年比148.7%増の11億円を記録している。1件当たりの追徴税額も121.5%増の1570万円と軒並み伸びている。さらに海外資産関連も狙われており、前年度比約3割増となる845件の実地調査が行われている。

エヌピー通信社「オーナーズライフ」と「新築分譲マンション& 戸建てセレクション」2024 春

https://ps.nikkei.com/map_2024spring/

「マイナ保険証」が目指すものとは 真の狙いは富裕層のフトコロ 税務調査の未来にも変化が

健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに保険証機能を持たせた「マイナ保険証」へ一本化されるまで1年を切った。トラブルが多発しても政府は今年秋に現行の保険証を廃止する計画を当面動かさず、保険証代わりの資格確認書の有効期間を延ばす方針だ。政府は、何があっても保険証を廃止してマイナ保険証への一本化を進めていく構えだが、これはまだマイナンバー活用の序章に過ぎない。真の狙いは国民資産の把握であり、ずばり富裕層の懐だ。

健康被害への懸念 患者の取り違えも

マイナ保険証は、現在の紙またはプラスチック製の健康保険証を廃止して、マイナンバーカードを保険証として利用するものだ。カード裏面のICチップに搭載された電子証明書を医療機関にあるカードリーダーで読ませ、顔認証または暗証番号の入力で本人確認し、患者の資格情報等を確認する。マイナ保

険証はすでに稼働しており、患者側が個人情報共有に同意すると医療機関側も情報を確認できる。国はデータを基により良い医療の提供につながるとして今年秋には今の健康保険証を廃止する方針だ。

だが、マイナ保険証をめぐるでは、ずっとトラブルが続いている。他人の口座への誤入金だけでなく、別人の医療情報が誤って紐付けられたり、自己負担割合を間違えられたり、資格確認ができず10割負担を強いられたりといったケースが多数報告されている。協会けんぽでは、約40万人分の資格情報が紐付けされていないというミスも発覚している。別人の情報が登録されてしまうと、その情報をもとに患者の取り違えが起きたり、

飲んではいけない薬を飲んでしまったといった、人の命や健康に直接関わる重大な問題に発展する恐れがある。制度崩壊の危機と言ってよい事象だ。

個人情報一元化を 狙う国の思惑とは

一昨年6月に閣議決定した「骨太の方針2022」では「保険証の原則廃止を目指す」と明記されたが、厚生労働省はこれまで「現行の保険証も利用できる」との認識を示していた。ところが、当時の河野太郎デジタル相はカードと健康保険証の一体化に向けた取り組みを前倒しするために、保険証を「廃止」として、その期限を24年秋とした。

河野氏は「なりすましや使い回しが現に起きていて、それなりの被害になっている」とし、マイナ保険証にすることで、不正利用が減るメリットを強調す

る。だが、厚生省のデータによると、市町村国民健康保険（国保）では17年から22年までの5年間で50件のなりすまし受診や健康保険証券面の偽造などの不正利用が確認されているにすぎない。

相次ぐトラブルによって多くの国民の不信感が高まっているなかで、岸田首相は昨年8月に行われた記者会見で「廃止時期の見直しありきではない」と述べ、あくまでも24年秋の健康保険証廃止に固執した。

一方、カード未取得者などの保険証代わりとなる「資格確認書」は申請を必要としない考えを表明。有効期限を「5年以内」で延長可能とする方針を示した。しかし、こうした方針に「現行の健康保険証と変わらない」「保険証を廃止しなければ済む話だ」との批判が出る始末だ。

政府はなぜこれほど健康保険証の廃止を急ぐのだろうか。政府の「デジタルガバメント実行計画」

（20年12月閣議決定）ではマイナ保険証を皮切りに、医療や介護、労働分野にとどまらず、運転免許証などの各種資格から、果ては図書館の利用券まで各種カード類の一体化を進め、最終的に「唯一」の身分証明書としていく計画だ。デジタル庁が昨年6月に公表した「デジタル社会の実現に向けた重点計画」にも、「運転免許証とマイナンバーの一体化」「介護保険証のペーパーレス化全国実施」「在留カ

ドとの一体化」「年金情報との連携強化」「死亡相続手続きのデジタル完結」などの文言が記載されている。

銀行口座の紐づけ 金融資産が丸裸に

そしてマイナンバーカードを集約させる目的の一丁目一番地と言っている大きな狙いが隠されている。それは何か。

とあるITジャーナリストは「財務官僚にとって、マイナンバーがトラブルになろうが知ったことではありません」とし、マイナンバーによって国民の財産、特に富裕層の資産の把握が真の狙いであると話す。

資産把握については、すでにマイナンバーカードを利用した動きが進んでいる。21年10月から全国の国税局・税務署では、預貯金等照会業務のデジタル化サービスである「ピピットリンク」がスタート。NTTデータ

の実証実験によって、国税庁と金融機関双方の業務効率化効果や事務フローを検証した結果、一定の業務効率化が確認されたため導入されることになった。

都内の国税OB税理士は「これまで税務署はターゲットがどの銀行に預金口座を持っているのかを事前には知ることができなかった。税務署が知りたいのは帳簿から除外している口座（簿外口座）や個人的に使っている口座であり、それを見つけて認定して重加算税を賦課できると指摘し、国税当局にとって税務調査の大きな武器になると話す。マイナンバーカードへの一本化で国民の金融資産を正確に把握できるようになれば、税務調査が大きく変貌を遂げることになる。

政府は交通系ICカードやクレジットカードと同等の機能を持たせ、支出や移動履歴、病歴などのあらゆる個人情報を集約することを目指している。税務署や役所はマイナンバーを使い国民の納税状況や保険給付を把握し、管理していくことになる。健康保険証の廃止はその序章にすぎないというわけだ。



「特定疾患療養管理料」から「生活習慣病管理料」へ

令和6年度診療報酬改定において、生活習慣病の管理について大きな変更が行われます。内科をはじめ、多くの診療科で大きな影響をもたらす内容です。対策次第では大きな影響がありますので、早めの対策が必要です。

2月14日に令和6年度診療報酬改定の答申が行われました。答申によって、ひとまず改定内容が確定されたこととなります。今回の改定は、医療と介護、障害サービスの同時改定ということもあり、広範にわたる内容となっています。中でも、特に注目すべきは「生活習慣病の管理」の項目です。

生活習慣病に係る医学管理料の見直し

生活習慣病に対する質の高い疾病管理を推進する観点から、「生活習慣病管理料」の評価および要件の変更が行われ、検査等の包括の有無で、



生活習慣病管理料(Ⅰ)および(Ⅱ)と2区分となりました。主な変更点としては、以下の通りです。

(Ⅰ) 生活習慣病管理料における療養計画書を簡素化するとともに、令和7(2025)年から運用開始される予定の電子カルテ情報共有サービスを活用する場合、血液検査項目についての記載を不要とする。あわせて、療養計画書について、患者の求めに応じて、電子カルテ情報共有サービスにおける患者サマリーに、療養計画書の記載事項を入力した場合、療養計画書の作成及び交付をしているものとみなす。(Ⅱ) 診療ガイドライン等を参考として疾病管理を行うことを要件とする。(Ⅲ) 生活習慣病の診療の実態を踏まえ、少なくとも1月に1回以上の総合的な治療管理を行う要件を廃止する。(Ⅳ) 歯科医師、薬剤師、看護師、管理栄養士等の多職種と連携することを望ましい要件とする。また、糖尿病患者に対して歯科受診を推奨することを要件とする。また、外来管理加算の併算定が不可となります。

特定疾患の対象疾患の見直し

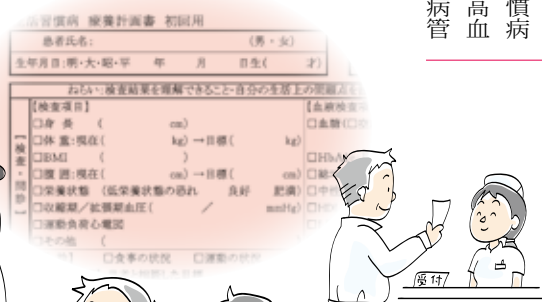
以前より生活習慣病の管理については、「生活習慣病管理料」と「特定疾患療養管理料」の内容が似通っているという指摘が

ありました。そこで、特定疾患療養管理料の対象疾患から、生活習慣病である糖尿病、脂質異常症及び高血圧を除外することで、生活習慣病管理料に一本化することとなりました。対象疾患の変更は、「特定疾患処方管理加算」についても同様となります。さらに、「特定疾患処方管理加算」については、特定疾患処方管理加算1(14日以内)を廃止するとともに、特定疾患処方管理加算2(28日以上)の評価を見直し、28日超処方だけではなく、リフィル処方箋を発行した場合も算定が可能となります。

特定疾患療養管理料と生活習慣病管理料の違い

特定疾患療養管理料から生活習慣病が除外されたことにより、これまで算定してきた点数がなくなってしまうため、生活習慣病管理料への算定変更が必要となります。しかしながら、そのまま移行できなくなるわけはありません。2つの点数は算定要件が大きく異なるためです。

特定疾患療養管理料の算定要件は、200床未満の病院又は診療所において、特定疾患を主病とする患者に対して、治療計画に基づき、服薬、運動、栄養等の療養上の管理を行っ



「療養計画書」により丁寧に説明を行い、患者の同意を得るとともに、計画書に患者の署名を受けた場合に算定できるとしています。

特定疾患療養管理料は、管理内容の要点をカルテに記載するだけで算定できるのに対し、生活習慣病管理料は、療養計画書を作成し、患者へ説明し、同意の署名が必要となるのです。つまり、算定に当たっては医療機関側の手間が大幅に異なるのです。また、療養計画書の作成に当たっては、医師および担当者(看護師、栄養士等)の対応が必要となり、チームとしての体制づくりが求められます。

まとめ

特定疾患療養管理料から生活習慣病管理料へのスライドをスムーズにするため、検査等を包括しない「生活習慣病管理料(Ⅱ)」という点数が新設されることで、患者負担の増加への配慮が行われました。しかしながら、4月に1度の療養計画書の作成および患者の署名という算定の課題は残っています。特に少人数で対応しているクリニックにとっては、書類作成に手間取れば、待ち時間の延長につながる問題です。院内のスタッフを集めて、どのような体制で書類作成を行うかを早めに検討する必要があります。



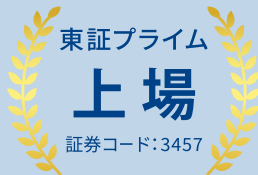
MICTコンサルティング(株) 代表取締役 大西大輔

2001年一橋大学大学院MBAコース卒業後、医療経営コンサルティングファーム「日本経営グループ」入社。医療IT機器の展示場「メディプラザ」を設立。東京、大阪、福岡の3拠点を管理する統括マネージャーを経て、2016年にコンサルタントとして独立し、「MICTコンサルティング」を設立。過去2000件を超える医療機関へのシステム導入の実績から、医師会、保険医協会などの医療系の公的団体を中心に講演活動および執筆活動を行っている。

病名:

お客様が所有されているお家をハウズドゥが買取り、
その後お客様は賃貸としてそのまま住み続けられます。
また将来的に再度購入することもできます。

ハウス・リースバック®



ハウズドゥイメージキャラクター
古田 敦也 氏

住みながら 売却できる

事業の資金繰り改善

相続対策として

HOUSEDO

東証プライム上場 株式会社And Doホールディングス
(株式会社ハウズドゥは社名変更いたしました)

無料パンフレットはこちらから!

TEL: **050-1867-6276** **24時間
受付中**

東京本社: 東京都千代田区丸の内1丁目8番1号丸の内トラストタワーN館17F TEL: 03-4540-6254

京都本店: 京都府京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町670番地 宅地建物取引業 国土交通大臣(3)第8077号

※午後5:30~翌9:00はお問い合わせ受付業務のみのご対応となります。

※個人情報の取り扱いについては、当社HPをご確認ください。

※賃料の未払いなど契約に違反した場合、住み続けられない可能性があります。※取り扱いには審査があり、諸条件によりお取り扱いできない場合もあります。ご利用にあたっては所定の事務手数料と別途登記などの費用がかかります。

※再度購入には別途条件があり、各種諸費用が必要となります。※1 ハウズドゥは不動産売買仲介専門フランチャイズで店舗数第1位です。「ビジネスチャンス」(2022年10月24日発行-2022年12月号)より

※2 調査期間: 2022/07/08 ~ 2022/07/11 対象者条件: 全国50歳~89歳「リースバック利用者」n数=359 調査主体: 株式会社And Doホールディングス